

3 協議事項

(1) 西海市地域防災計画の修正案について

番号	ページ	修正項目	
①	78	災害応急対策計画 (風水害対策)	暴風特別警報の発表基準 (県地域防災計画に整合)
②	79	災害応急対策計画 (風水害対策)	大雨警報(土砂災害)、大雨注意報の発表基準 (県地域防災計画に整合)
③	85	災害応急対策計画 (風水害対策)	キキクル(警報の危険度分布)等の種類と概要 (県地域防災計画に整合)
④	123	災害応急対策計画 (風水害対策)	避難所の設置・運営 (県地域防災計画に整合)
⑤	159	災害応急対策計画 (風水害対策)	緊急通行車両等の事前届出 (県地域防災計画に整合)

番号	ページ	修正項目	
⑥	174	災害応急対策計画 (震災対策)	災害警戒本部設置基準 (J-ALERT発表に伴う情報収集のため追記)
⑦	183	災害応急対策計画 (震災対策)	津波警報等の種類とその内容 (県地域防災計画に整合)
⑧	184	災害応急対策計画 (震災対策)	津波警報等の留意事項等 (県地域防災計画に整合)
⑨	187	災害応急対策計画 (震災対策)	地震情報の種類、発表基準と内容 (県地域防災計画に整合)
⑩	189	災害応急対策計画 (震災対策)	地震活動に関する解説情報等 (県地域防災計画に整合)

<p>改正理由</p>	<p>暴風特別警報発表基準について (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)</p> <p style="text-align: right;">赤色:修正</p>													
<p>ページ</p>	<p>現行計画</p>		<p>修正計画</p>											
<p>① 78</p>	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 2 特別警報・警報・注意報 (1) <特別警報></p> <table border="1" data-bbox="421 584 1196 1385"> <tr> <td data-bbox="421 584 497 1070" rowspan="2">特別警報</td> <td data-bbox="497 584 562 1070">大雨</td> <td data-bbox="562 584 1196 1070"> 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 以下略 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="497 1070 562 1385">暴風</td> <td data-bbox="562 1070 1196 1385"> 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 </td> </tr> </table>		特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 以下略	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 2 特別警報・警報・注意報 (1) <特別警報></p> <table border="1" data-bbox="1240 584 2007 1385"> <tr> <td data-bbox="1240 584 1317 1070" rowspan="2">特別警報</td> <td data-bbox="1317 584 1382 1070">大雨</td> <td data-bbox="1382 584 2007 1070"> 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 以下略 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 1070 1382 1385">暴風</td> <td data-bbox="1382 1070 2007 1385"> 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 </td> </tr> </table>		特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 以下略	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 以下略												
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。												
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 以下略												
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。												

<p>改正理由</p>	<p>大雨警報（土砂災害）、大雨注意報の発表基準 （気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合）</p> <p style="text-align: right;">赤色:修正</p>																									
<p>ページ</p>	<p>現行計画</p>		<p>修正計画</p>																							
<p>②</p> <p>79 ～ 81</p>	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 ＜警報・注意報＞</p> <table border="1" data-bbox="416 520 1209 919"> <tr> <td rowspan="2">西海市 (江島・平島を除く)</td> <td>大雨警報 (土砂災害)</td> <td rowspan="4">土壌雨量 指数基準</td> <td>166</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西海市 (江島・平島)</td> <td>大雨警報 (土砂災害)</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>92</td> </tr> </table>		西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	166	大雨注意報	107	西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)	145	大雨注意報	92	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画 第1節 防災気象情報の伝達計画 ＜警報・注意報＞ (R4.11.24～運用開始)</p> <table border="1" data-bbox="1245 520 2038 919"> <tr> <td rowspan="2">西海市 (江島・平島を除く)</td> <td>大雨警報 (土砂災害)</td> <td rowspan="4">土壌雨量 指数基準</td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西海市 (江島・平島)</td> <td>大雨警報 (土砂災害)</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>113</td> </tr> </table>		西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	201	大雨注意報	118	西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)	192	大雨注意報	113
	西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)		土壌雨量 指数基準		166																				
大雨注意報		107																								
西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)	145																								
	大雨注意報	92																								
西海市 (江島・平島を除く)	大雨警報 (土砂災害)	土壌雨量 指数基準	201																							
	大雨注意報		118																							
西海市 (江島・平島)	大雨警報 (土砂災害)		192																							
	大雨注意報		113																							
<p>※土壌雨量指数基準が高く変更になったことから、大雨警報発表の発表頻度は、現行基準に比べて低くなる見込みです。</p> <p>※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。</p> <p>大雨に伴って発生する土砂災害(がけ崩れ、土石流)には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したものです。</p> <p>【参考資料】前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で当日雨量が50mmを超えた時に相当する。(土壌雨量指数201に相当)</p>																										

<p>改正理由</p>	<p>キキクル大雨警報（土砂災害・浸水害）等の危険度分布の種類と概要について （気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合） 赤色:修正</p>			
<p>ページ</p>	<p>現行計画</p>		<p>修正計画</p>	
<p>③ 85</p>	<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画 3 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布) キキクル等の種類と概要</p>		<p>第2章 通信及び情報収集伝達計画 3 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布) キキクル等の種類と概要</p>	
	<p>種類</p>	<p>概要</p>	<p>種類</p>	<p>概要</p>
	<p>土砂 キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度 分布)※</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 中略 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップによる災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>	<p>土砂 キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度 分布)※</p>	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 中略 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>
	<p>浸水 キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度 分布)</p>	<p>前略 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表された時に、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「警報」(赤)、「危険」(紫):避難情報の発令の検討も必要</p>	<p>浸水 キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度 分布)</p>	<p>前略 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表された時に、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>

改正理由	避難所の設置・運営について (県地域防災計画に基づき追記) 赤色:修正	
ページ	現行計画	修正計画
④ 123	<p>第10章 避難計画 4 避難所の設置 (1) 避難所の設置・運営 市長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、関係住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>ア～ウ略</p>	<p>第10章 避難計画 4 避難所の設置 (1) 避難所の設置・運営 市長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、関係住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>ア～ウ略</p> <p><u>エ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>

<p>改正理由</p>	<p>緊急通行車両等の事前届出について (新規の場合は、警察庁が整備する行政手続サイトを使用する方法により行うことが可能となったため追記 県地域防災計画に整合)</p> <p style="text-align: right;">赤色:修正</p>	
<p>ページ</p>	<p>現行計画</p>	<p>修正計画</p>
<p>⑤ 159</p>	<p>第24章 交通応急対策計画 4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付 (1) 緊急通行車両について 中 略 (2) 通行の禁止又は制限の対象から除外する車両について 中 略 (3) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続きについて 県公安委員会は、緊急通行車両の数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ当該車両が緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうかの審査(以下「事前届出」という。)を行う。</p>	<p>第24章 交通応急対策計画 4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付 (1) 緊急通行車両について 中 略 (2) 通行の禁止又は制限の対象から除外する車両について 中 略 (3) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続きについて 県公安委員会は、緊急通行車両の数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ当該車両が緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうかの審査(以下「事前届出」という。)を行う。 なお、新規の事前届出については、警察庁が整備する行政手続サイトを使用する方法により行うことができる。</p>

改正理由	災害警戒本部設置基準について (J-ALERTの緊急地震速報発表に伴う情報収集のため追記) 赤色:修正	
ページ	現行計画	修正計画
⑥ 174	<p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>1 市の組織と体制</p> <p>(1) 地震発生初期の措置</p> <p>総務部長は、市の区域あるいは市周辺地区で震度4以上の地震が発生した場合、又は長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 地震及び気象に関する情報の収集</p> <p>イ 被害状況の把握</p> <p>中 略</p> <p>(2) 津波注意報発表時の措置</p> <p>長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、市においては「警戒本部」を設置し、情報の収集、被害状況の把握にあたる。</p> <p>(3) 西海市災害警戒本部</p> <p>ア 設置基準</p> <p>本市に震度4以上の地震が発生した場合、又は長崎地方に「津波注意報」が発表された場合は、災害警戒本部を設置する。</p>	<p>第1章 防災関係機関の活動</p> <p>1 市の組織と体制</p> <p>(1) 地震発生初期の措置</p> <p>総務部長は、市の区域あるいは市周辺地区で震度4以上の地震が発生した場合、<u>本市に全国瞬時警報システム(J-ALERT)の緊急地震速報が発表された場合及び</u>長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 地震及び気象に関する情報の収集</p> <p>イ 被害状況の把握</p> <p>中 略</p> <p>(2) 津波注意報発表時の措置</p> <p>長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、市においては「警戒本部」を設置し、情報の収集、被害状況の把握にあたる。</p> <p>(3) 西海市災害警戒本部</p> <p>ア 設置基準</p> <p>本市に震度4以上の地震が発生した場合、<u>本市に全国瞬時警報システム(J-ALERT)の緊急地震速報が発表された場合及び</u>長崎地方に「津波注意報」が発表された場合は、災害警戒本部を設置する。</p>

改正理由	津波警報等の種類とその内容 (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合) 赤色:修正	
ページ	現行計画	修正計画
⑦ 183	<p>第2章 情報活動</p> <p>2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(3) 津波警報等の種類とその内容</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>中 略</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。</p> <p>ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。</p> <p>中 略</p> <p>なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、西海市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。</p>	<p>第2章 情報活動</p> <p>2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(3) 津波警報等の種類とその内容</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>中 略</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。</p> <p>ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては<u>精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため</u>、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。</p> <p>中 略</p> <p>なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、西海市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。</p>

※津波警報等の種類と発表される津波の高さ等(5段階)

赤色:強調

津波警報等の種類 ※災害警戒(対策)本部 設置基準		発表基準	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
<p>大津波警報 (特別警報) ※災害対策本部設置</p>		<p>予想される津波の高さが高い ところで<u>3mを超える</u>場合</p>	<p><u>10m超</u> (10m<予想高さ)</p>	<p>巨大</p>
			<p><u>10m</u> (5m<予想高さ≤10m)</p>	
			<p><u>5m</u> (3m<予想高さ≤5m)</p>	
<p>津波警報 ※災害対策本部設置 (震度5以上)</p>	<p>※J-ALERTの 緊急地震速報 が発表</p>	<p>予想される津波の高さが高い ところで<u>1mを超え、3m以下</u> の場合</p>	<p><u>3m</u> (1m<予想高さ≤3m)</p>	<p>高い</p>
<p>津波注意報 ※災害警戒本部設置 (震度4以上)</p>		<p>予想される津波の高さが高い ところで<u>0.2m以上、1m以下</u> の場合であって、津波による 災害のおそれがある場合</p>	<p><u>1m</u> (0.2m≤予想高さ≤1m)</p>	<p>(表記なし)</p>

◎大津波警報を特別警報に位置づけている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

改正理由	津波警報等の留意事項等について (気象庁で定める標準記載に合わせた追記 県地域防災計画に整合)		赤色:修正
ページ	現行計画	修正計画	
⑧ 184	<p>第2章 情報活動</p> <p>2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(3) 津波警報等の種類とその内容</p> <p>ア 地震情報の種類、発表基準と内容</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 中 略</p> <p>(イ) 津波警報等の留意事項等 a～c 略</p>	<p>第2章 情報活動</p> <p>2 情報の受理、伝達、周知</p> <p>(3) 津波警報等の種類とその内容</p> <p>ア 地震情報の種類、発表基準と内容</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 中 略</p> <p>(イ) 津波警報等の留意事項等 a～c 略</p> <p>d <u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u></p> <p>e <u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u></p>	

改正理由	地震情報の種類、発表基準と内容について (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)					赤色:修正
ページ	現行計画			修正計画		
⑨ 187	第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 エ 地震情報の種類、発表基準と内容					第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 エ 地震情報の種類、発表基準と内容
	地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容
	震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報 注意報発表 または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報(警報)を発表した場合	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 または注意報を発表した場合は発表しない)	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	

改正理由	地震情報の種類、発表基準と内容について (気象庁で定める標準記載に合わせた追記 県地域防災計画に整合)					赤色:修正
ページ	現行計画			修正計画		
⑨ 187	第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 エ 地震情報の種類、発表基準と内容					第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 エ 地震情報の種類、発表基準と内容
	地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	・地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

改正理由	地震活動に関する解説情報等について (気象庁で定める標準記載に合わせた修正 県地域防災計画に整合)		赤色:修正
ページ	現行計画	修正計画	
⑩ 189	<p>第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 オ 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>(ア) 地震解説資料 担当区域内の沿岸に対し大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報、津波警報、津波注意報ならびに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。</p>	<p>第2章 情報活動 2 情報の受理、伝達、周知 (3) 津波警報等の種類とその内容 オ 地震活動に関する解説情報等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。</p> <p>(ア) 地震解説資料 担当地域で津波警報、津波注意報発表時や震度4以上を観測した時、地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p>	